

第2回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年2月23日（木）19:00～21:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

秋山隆幸	野口暢子
大島いずみ	長谷川和寛
関根和弘	三浦亜紀
高橋司郎	村上祐允
沼田良	若井治子

議事次第

1. 前回の協議・決定事項の確認
2. 項目立て・作業分担について
3. 当面のスケジュールについて
4. その他

1. 前回の協議・決定事項の確認

2. 項目立て・作業分担について

- ・項目立てのたたき台で一番詳細なものはA委員案なので、そこから叩いていくことにする。（部会長）
- ※ 了承

【情報公開について】

- ・A委員案では情報公開・情報共有に関する項目が無いが、必要ではないか。
- ・「区民の知る権利」と「行政の透明性」の双方の視点で必要となる。よって、原則の話と、自治を育むためのツールという部分での記載が必要になる。

※ 情報共有・情報公開に関する項目を立てることで了承

【記載内容について】

- ・基本条例なので細かいところではなく、重要な部分を書き、細かいところは別途定める条例で記載するというようにしたら良いのではないか。
- ・できるだけ多くの区民に読んでもらいたい。そうするには最終的にはできるだけ絞った方がよい。一方、起草部会では全体会でのたたき台を出すということなので、むやみに絞らないほうがよい。（部会長）

※ 了承

【作業分担について】

- ・一人が1項目を担当するか、あるいは、2人くらいで1項目を担当することではどうか。(部会長)
- ・それは少し重過ぎる。
- ※ 個別項目ごとに個人に作業を振り分けることはしないことになった。

【項目立てについて】

- ・A委員案で見ると「総則」(=Aグループ)、「各主体の責務と役割(7の前半部分は総則)」(=Bグループ)、「自治拡充のための諸制度」(=Cグループ)、と考え、分けられると思う。主にその3グループに分けて、グループ作業的なものにしてはどうか。(部会長)

※ 了承

- ・条例の位置づけは総則(Aグループ)に入れるべき。
- ・情報共有は総則(Aグループ)に入れるべき。
- ・都区間関係は総則(Aグループ)に入れるべき。

※ 了承

- ・この項目は基本的には起草作業用のものとし、最終形がこの形になると決めるものではないとする。(部会長)

※ 了承

- ・Aグループが核になると思うが、その部分は全員で起草するとしたらどうか。(部会長)

※ 了承

項目立てをまとめると以下の通り

【Aグループ(総則)】	【Bグループ(役割・責務)】	【Cグループ(自治拡充の制度)】
1. 条例制定の意義・必要性 2. 自治の基本原則 3. 区民の定義 4. 情報共有・情報公開 5. 国や都との関係(団体自治) 6. 行政運営の基本原則 7. 協働・協治の基本原則 8. 条例の構成・位置づけ・改定の方法	1. 区民の権利と責務 2. 執行機関の役割・責務 3. 議会の役割・責務 4. 行政職員の役割・責務	1. コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加 2. 執行機関・議会・行政への参画のあり方

作業分担協議の結果は以下の通り(部会長は双方に属することになった。)

Bグループ	Cグループ
大島委員(進行役)	秋山委員
関根委員	高橋委員
野口委員	長谷川委員(進行役)
村上委員	三浦委員
若井委員	村上委員

なお、小原委員は、未定。

【起草作業の方法について】

- ・この項目立てを書いたときには、一人1テーマの想定だったが、今は状況が変わってきている。まとめは事務局が行うことになるかと思うが、どうするか。
- ・起草は基本的に全員が書く、ということにしたい。そして、その書くための材料を事務局が用意する。その書くための材料として今までの意見一覧を事務局に作成させる。それを踏まえて、意味のあるもの、無いもの、他に必要なものをピックアップするとか、出されている意見に対し、○か×で意思表示をするとかして、委員は起草して欲しい。(部会長)

※ 了承

日時	場所	予 定
3月1日 (水) 19:00～	庁議室	第3回起草部会 ・ Aグループ項目の協議
3月6日 (月) 18:30～	本庁舎 20階 交流室	第11回懇談会全体会 ・ 起草部会で立てた項目立ての承認 ・ 盛り込むべき内容についての協議 第4回起草部会 ・ Aグループ項目の協議 ・ たたき台を完成させる
3月21日 (火・祝) 17:00～	未定	第5回起草部会 (Cグループ) ・ Cグループ項目の協議
3月22日 (水) 19:00～	未定	第6回起草部会 ・ B、Cグループに分かれて協議 ・ Cグループのたたき台を完成させる
3月25日 (土) 10:00～	未定	第7回起草部会 (Bグループ) ・ Bグループ項目の協議 ・ たたき台を完成させる
4月17日以 降 (未定) 18:30～	未定	第12回懇談会全体会 ・ 素案、案、答申に向けた作成方法・進め方の協議 (終了後) 第8回起草部会 ・ 懇談会を受けて報告書素案作成の進め方の協議

3. 当面のスケジュールについて

当面の会議のスケジュールは、以下ようになった。

また、4月10日(月)までにたたき台を完成させ、懇談会委員に事前送付しておくことになった。

4. その他

【事務局準備事項】

- ・現在策定中のものも含め、23区内の自治基本条例の条文を用意する。
- ・今まで出された意見を再度整理して、3月1日の起草部会までに用意する。